

ゆいの森あらかわ等自動販売機設置事業者募集要項

荒川区では、ゆいの森あらかわ等の自動販売機について、自動販売機の設置を希望する事業者を公募し、応募者の中から最も評価が高い事業者1社を設置事業者とすることとした。

本募集要項は、その選定に関する応募手続きについて、必要な事項を定めたものです。

1 募集の趣旨

ゆいの森あらかわは、中央図書館、吉村昭記念文学館、ゆいの森子どもひろばが一体となった複合施設であり、尾久図書館及び日暮里図書館は、滞在型図書館として、気軽に利用できる居場所で、いずれもあらゆる世代の方が利用されています。

区では、これらの利用者の利便に供するため、自動販売機を設置する事業者を公募します。

2 募集内容

自動販売機の設置場所、販売種目、貸付又は許可面積及び設置台数は下表のとおりとし、一括して自動販売機を設置し、運営管理を行うことができることを要件とします。

貸付又は許可の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

なお、公募実施日以降に所管部が新たに飲料自動販売機の設置が必要と判断した施設については、事業者と協議の上、対象に加えるものとします。その場合の期間は、貸付又は許可日にかかわらず令和11年3月31日までとします。

番号	設置場所	販売種目	貸付・許可面積	設置台数
1	ゆいの森あらかわ 1階ベビーステーション	飲料(紙パック)	別紙1-1 「ゆいの森あらかわ自動販売機設置計画図面」参照	1台
2	ゆいの森あらかわ 5階自販機コーナー	飲料(ボトル缶・ペットボトル)	別紙1-2 「尾久図書館自動販売機設置計画図面」参照	2台
3	尾久図書館 1階北側出入口風除室	飲料(ボトル缶・ペットボトル)	別紙1-2 「尾久図書館自動販売機設置計画図面」参照	1台
4	日暮里図書館 2階飲食スペース	飲料(ボトル缶・ペットボトル)	別紙1-3 「日暮里図書館自動販売機設置計画図面」参照	1台

3 施設利用状況等（令和6年度）

（1）施設別利用実績数

ゆいの森あらかわ入館者数：718,631人

尾久図書館入館者数：310,626人

日暮里図書館入館者数：213,227人

（2）販売種目別売上数等

番号	設置場所	販売種目	売上金額	売上数
1	ゆいの森あらかわ 1階ベビーステーション	飲料（紙パック）	223,110円	1,959本
2	ゆいの森あらかわ 5階自販機コーナー	飲料（ボトル缶・ペットボトル）	4,504,840円	30,194本
3	尾久図書館 1階北側出入口風除室	飲料（ボトル缶・ペットボトル）	1,211,010円	8,039本
4	日暮里図書館 2階飲食スペース	飲料（ボトル缶・ペットボトル）	428,520円	2,800本

4 応募資格

以下の要件をいずれも満たすものとします。

- （1）過去5年間に公共施設等への自動販売機の設置及び運営管理の実績があること。
- （2）東京都区部で販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。
- （3）最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （4）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- （5）暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある者ではないこと。
- （6）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- （7）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- （8）商品販売に必要な営業許可を取得していること。
- （9）荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。

5 応募方法

(1) ゆいの森あらかわ等自動販売機設置提案参加申込書(様式第1号) 事業者の概要(様式第2号) ゆいの森あらかわ等自動販売機設置提案書(様式第3号-1~9) 及びその他必要書類を添えて応募すること。

下記～については、指定する様式にそれぞれ記載してください。別様式に記載した場合は評価対象となりませんので注意してください。

自動販売機本体について【様式第3号-1】

それぞれ販売種目の異なる機種ごとに、以下について、必ず記載すること。

- ・ユニバーサルデザインについて
- ・転倒防止対策について(具体的な対策を必ず提案書に記載すること。)
- ・設置に当たっては「自動販売機の据付基準(ＪＩＳ規格)」及び「自動販売機据付基準(清涼飲料自販機協議会作成)」を遵守した措置を講じるものとする。
- ・機能上の特徴について(キャッシュレス決済の導入、省エネ性能など) なお、キャッシュレス決済が使用可能な機種を「2 募集内容」の設置箇所一覧の番号2～4(計4台)で必ず設置するものとする。
- ・寸法については貸付又は許可面積以内に収まるものとする。

環境への取組に対する考え方について【様式第3号-2】

- ・設置する自動販売機は、環境に配慮した省エネ及びノンフロンの機種とする。
- ・提案書には、設置する自動販売機の機能について、ピークカット、ヒートポンプ、ＬＥＤ照明といった消費電力量の低減に資する技術等を導入している場合には、その旨を記載すること。
- ・環境マネジメントシステムに関するISO14001の認証を取得している場合は、その旨を記載すること。

販売品目等について【様式第3号-3】

- ・ボトル缶・ペットボトル飲料の自販機の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とし、販売を予定している内容を記載すること。また、缶の商品を販売する場合はふたのできるボトル缶の商品とすること。
- ・商品の販売価格は、標準価格を上回らないこと。

商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について【様式第3号-4】

- ・商品の品質管理について、賞味期限切れへの対策を記載すること。
- ・食品安全マネジメントシステムまたは品質マネジメントシステム等に関する認証を取得している場合はその旨を記載する。
- ・自動販売機の衛生管理について、スタッフによる定期点検及び清掃についての頻度等を記載すること。
- ・販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守するとともに、自動

販売機内の洗浄などの衛生管理に万全を尽くすものとする。

商品の補充及び容器回収とその処分について【様式第3号-5】

- ・商品の補充及び容器回収について具体的な考え方(夏季・冬季などの販売数が伸びる繁忙期の対応も含む)方法や頻度等を記載すること。また、通常期及び繁忙期の補充・回収の頻度についても記載すること。
- ・容器回収に当たっては、自動販売機に併設して、販売する品目の容器・廃棄物(缶、ペットボトル、紙パック等)の種類に応じた空容器等回収箱を設置することとし、容器包装リサイクル法等関係法令に基づいて適正に回収し、処理することを必須とする。
- ・容器包装リサイクル法等に基づく容器の再商品化及びその他環境活動に係る取組について記載すること。

緊急時の対応について【様式第3号-6】

提案書には、自動販売機の故障、商品の不備等に対する現場対応、問合せや苦情等の発生時における対応方法(コールセンターの設置や土・日・祝日における対応、対応可能時間帯等)について、具体的に記載すること。

貸付料・使用料について【様式第3号-7】

- ・ゆいの森あらかわ及び日暮里図書館の貸付料を算出するための率は、ボトル缶・ペットボトル飲料の自動販売機については、売上金額の35%を下限、紙パック飲料の自動販売機については、売上金額の20%を下限として提示すること。
- ・尾久図書館の使用料は、月の売上金額の40%を上限として提示すること。

災害協力について【様式第3号-8】

- ・ボトル缶・ペットボトル飲料の自動販売機においては、災害時に飲料を無料で提供できる災害対応型(バッテリー内蔵型)自動販売機を必須とする。
- ・また、地震情報・避難情報といった災害情報を発信できる機能、その他災害時食糧等の備蓄や無償提供等を記載すること。
- ・AEDについては、今回の募集場所には既に設置済みであるため評価の対象とはしない。

その他【様式第3号-9】

その他、区に対して特に提案したい事項がある場合は記載すること。

(2) 提出方法

「18 各書類提出先」まで持参とする。

(3) 提出期限

令和8年1月6日(火)午後5時まで(必着)

(4) 提出書類

ゆいの森あらかわ等自動販売機設置提案参加申込書(様式第1号)

事業者の概要(様式第2号)

ゆいの森あらかわ等自動販売機設置提案書（様式第3号 - 1～9）
誓約書（様式第4号）
法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（直近3か年、かつ、発行日から3か月以内のもの【原本】）
定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
法人の商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの【原本】）
設置する自動販売機のカタログ等

上記提出書類のうち、「事業者の概要」「ゆいの森あらかわ等自動販売機設置提案書」及び「設置する自動販売機のカタログ等」については各3部、その他については各1部を提出してください。なお、提出書類の返還はいたしませんので、ご了承ください。

「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」又は「東京都電子調達システム」において、競争入札参加資格の登録がされている場合、「法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書」及び「法人の商業登記簿謄本」の提出は不要です。

（5）辞退等について

ゆいの森あらかわ自動販売機設置提案参加申込書を提出後に応募を辞退する場合は、令和8年1月9日（金）午後5時まで（必着）に辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

また、提出書類に虚偽が認められた場合は、応募資格を失うものとする。

6 現地確認

自動販売機設置場所の現地確認は、下記の期間内とします。見学を希望する場合には、事前に担当宛に電話連絡をお願いいたします。

（1）日 時：令和7年12月4日（木）から12月26日（金）まで

ゆいの森あらかわ：9時から午後8時30分まで

尾久図書館・日暮里図書館：火～金 9時から午後7時30分まで

土日祝 9時から午後5時まで

休館日は、以下のとおりになります。

ゆいの森あらかわ：令和7年12月5日（金）12月18日（木）

尾久図書館：毎週月曜日及び12月11日（木）

日暮里図書館：毎週月曜日及び12月18日（木）

（2）連絡先 ゆいの森あらかわ：03-3891-4349（担当：阿部）

尾久図書館：03-3800-5821（担当：松本）

日暮里図書館：03-3803-1645（担当：蓮池）

7 本募集に関する参加表明届の提出について

本募集に申し込みをされる場合は、事前に「ゆいの森あらかわ等自動販売機設置提案参加表明届（以下、参加表明届）」（様式第6号）を提出すること。

（1）提出期限

令和7年12月15日（月）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

問い合わせ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールにて送付すること。

また、区で電子メールを受信できていない場合は、届出不受領となるため、送信後必ず問い合わせ先に確認の連絡をすること。

（3）その他

参加表明届を提出した参加者には、以下「8 本要項等に関する質問（3）回答」に記載の本要件等に関する質問回答を、質問票に記載の担当者メールアドレスまで送付いたします。

8 本要項等に関する質問

参加表明届提出者は、本要項等の内容に質問がある場合、以下の期限までに質問票（様式第7号）を提出すること。なお、公募期間中、電話や口頭での質問は一切受け付けられませんので、ご注意ください。

（1）提出期限

令和7年12月15日（月）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

問い合わせ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。

また、区で電子メールを受信できていない場合は、届出不受領となるため、送信後必ず問い合わせ先に確認の連絡をすること。

（3）回答

質問に対する回答は、参加表明届提出者全員（辞退届提出者を除く）にメールで回答することとし、令和7年12月22日（月）までに行う。

9 設置事業者選定

（1）選定方法

提出された応募書類の内容について審査を行い、評価の高い事業者を選定する。

（2）設置事業者決定日（予定）

令和8年2月下旬

（3）設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者全員に選定結果を通知するとともに、荒川区ホームページに、決定した設置事業者名を掲載する。

10 設置条件等

(1) 契約及び使用許可

【ゆいの森あらかわ・日暮里図書館】

地方自治法(昭和22年法律第67号)238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付とする。また、区と事業者の間で民法(明治29年法律第89号)第601条による賃貸借契約を締結する。

【尾久図書館】

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条に基づく、公園施設設置許可とする。

(2) 貸付及び許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

(自動販売機の搬入及び設置は、区と協議した上で行うため、貸付許可期間が数日前後する場合がある。)

11 設置事業者が負担する経費及び納入方法

(1) 貸付料及び使用料

【ゆいの森あらかわ・日暮里図書館】

月額貸付料

設置事業者が借り受ける月に係る自動販売機ごとの売上金額(消費税及び地方消費税含む)に、設置事業者が提示した貸付料率を乗じて得た額の合計をもって月額貸付料とする。

最低貸付料

自動販売機ごとの貸付料が、最低貸付料を下回る場合には、設置業者は最低貸付料を支払うこと。

納入方法

賃付料の納入は原則として四半期ごととし、区(施設ごと)が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入すること。

【尾久図書館】

月額使用料

自動販売機ごとの月の売上金額(消費税及び地方消費税含む)に、設置事業者が提示した使用料率を乗じて得た額の合計をもって月額使用料とする。

ただし、の額が荒川区行政財産使用料条例第2条第1項第3号の規定により算出した額に満たない場合は、当該算出額の合計をもって月額使用料とする。

納入方法

使用料の納入は原則として四半期ごととし、区(施設ごと)が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入すること。

(2) 電気料金

電気料金については、設置事業者の負担により子メーターを設置した上で、指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とし、四半期ごとに区(施設ごと)が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入すること。

(3) 設置及び撤去費用

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

12 設置に当たっての遵守事項

自動販売機は、区が示した位置に設置することとし、当初設置時には設置する機種について事前に区の確認・承諾を得ること。貸付・使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品の搬入及び廃棄物の排出の時間及び経路については、区の指示に従うこと。
- (3) 機種の変更等を行う場合は、あらかじめ区に申し出た上で、区の承諾を受けること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に、故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 保健所への手續が必要となる商品の自動販売機を取り扱う際には、速やかに保健所へ届け出ること。また保健所からの許可証の写しを区へ提出すること。
- (6) その他関係法令を遵守すること。

13 貸付の解約又は許可の取消し又は変更等

次に該当するときは、貸付の解約又は許可の取り消し、又は変更することがある。

- (1) 区が貸付けた財産又は許可財産を区において事業上必要とするとき。
- (2) 設置事業者が貸付条件又は許可条件に違反したとき。
- (3) 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

14 原状回復

(1) 設置事業者は、貸付又は許可期間が満了、又は上記 13 の規定により貸付の解約又は許可が取り消された場合には、直ちに貸付又は許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

(2) 原状回復に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

15 解約等の申入れ

設置事業者は、賃貸借期間又は設置許可期間内に貸付財産又は使用財産を返還するに当たっては、3か月前までに書面をもって区に届け出て、その承認を得なければならない。

16 損害賠償等

- (1) 設置事業者は、その責に帰する事由により、区又は第三者に損害（食中毒等）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置事業者が負担することとする。
- (3) 区は、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、区の責によることが明らかな場合を除き、その一切の責任を負わない。

17 許可申請の手続き

【尾久図書館】

決定した設置事業者は、本要項 10(1)に記載の公園施設設置許可の申請に係る手続きが必要となります。詳細については、別途、個別に通知します。

18 各書類提出先・問い合わせ先

荒川区地域文化スポーツ部ゆいの森課 管理・施設係 阿部・岩本・小幡
〒116-0002 荒川区荒川二丁目50番1号
電話 03-3891-4349
E-mail: yuinomorika@city.arakawa.lg.jp